

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101181号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100189号

第1 結論

請求者のA社における平成31年3月29日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成31年3月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年3月29日

A社から支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿並びに同社に係る預金通帳の記録により、請求者は、平成31年3月29日に同社から60万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額60万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成31年3月29日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年5月11日に提出し、請求期間当時に提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成31年3月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101147号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100188号

第1 結論

- 1 請求期間①から③までについて、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間④について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年9月1日から昭和64年1月1日まで
② 昭和64年1月1日から平成2年1月1日まで
③ 平成2年2月1日から平成6年4月1日まで
④ 平成6年10月1日から平成8年3月1日まで

長距離トラックの運転手としてA社C営業所に勤務した請求期間①、同社D営業所に勤務した請求期間②、同社E営業所に勤務した請求期間③及びB社に勤務した請求期間④について、厚生年金保険の加入記録がない。勤務したのは間違いないので、請求期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から③までについて、請求者は、勤務地である営業所間の異動はあったがA社に継続して勤務していた旨陳述しているところ、同社の商業登記簿謄本により確認できる請求期間当時の役員については、既に亡くなっている又は連絡先が確認できないことから、請求者の当該期間に係る勤務を確認することができないが、請求期間③については、請求者が記憶する同僚の陳述及び請求者から提出された戸籍の附票から判断すると、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和53年6月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成8年11月1日に再び適用事業所となるまで厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、同社の営業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録はなく、同社が加入していたF健康保険組

合は、昭和 53 年 6 月 12 日に適用事業所でなくなって以降、適用事業所になった記録はない旨回答している。

また、A社は、平成 13 年 12 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、上述のとおり、同社の商業登記簿謄本により確認できる請求期間①から③までの代表取締役は、連絡先が不明であり、請求者は給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間①から③までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間④について、請求者から提出された戸籍の附票によれば、平成 6 年 9 月 25 日の住所は、「G県H市I町*番地、B(株)」と記載されており、B社の所在地と一致している。

また、請求者は、B社を退職する前の 1 か月から 2 か月の間は本社からJ県K町の営業所に異動し勤務した旨陳述しているところ、上記戸籍の附票に記載された平成 8 年 1 月 21 日の住所は、「J県L郡K町大字M*番地*」と記載されており、同僚もJ県のK町に同社営業所があった旨陳述していることから、請求者が請求期間④に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は亡くなっており、請求者は給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち 22 人に照会を行い、8 人から回答が得られたものの、請求者を記憶している者はなく、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。